

べっぴん 市議会だより

No. 47 平成 12 年 11 月 1 日

編集 市議会だより編集委員会

発行 別府市議会

住所 〒874-8511

別府市上野口町 1-15

☎ 0977-21-1111



別府市地域環境美化条例の制定についてなど可決

9月定例会は、9月8日から22日までの15日間の日程で開かれました。

別府市が国際観光温泉文化都市としてふさわしい都市環境の形成に資することを目的とする別府市地域環境美化条例の制定についてや、平成12年度別府市一般会計補正予算など市長提出議案9件の審議が行われ、すべて原案のとおり可決、認定及び同意されました。なお、平成11年度一般会計、各特別会計の決算の認定については閉会中も継続審査とすることに決定いたしました。

また、議員から4件の議案が提出され、原案のとおり可決されました。

主な内容

主な議決……P2～3

議案質疑……P4

一般質問……P5～7

その他……P8



9月定例議会風景

主な議決

決算特別委員会を設置

九月定例会では、予算や条例案件など九件が上程され、市長の提案説明に対する質疑の後、所管の常任委員会へ付託されました。

これらの議案は、最終日に、所管の委員長より審査の経過と結果について報告がなされ、すべて原案のとおり可決、承認されました。

主な議決内容は、次のとおりです。

補正予算

◎平成十二年度一般会計補正予算(第三号)

(原案可決)

今回の補正額は、四億五千八百八十万円で、当初予算と合わせた総額は三百九十四億六千五百九十万円となりました。

主な補正内容は、総務費では平成十一年度決算に伴う剰余金について別府市財政調整基金へ積み立てるための経費を、また十月一日に実施の国勢調査に係る経費の追加額を計上

しております。

民生費では、児童手当法の改正により児童手当支給対象年齢が現行の三歳未満児から義務教育就学前の児童までに拡大されたことに伴う経費の追加額を計上。

また、近年児童虐待が深刻な社会問題となつている中、児童虐待防止協議会を設置し、地域での虐待の早期発見、早期対応による虐待の防止を促進するための経費を計上しております。

農林水産業費では、経営・生産対策推進会議を設置し、関係者の合意に基づく中期的な経営生産対策ビジョンや年度活動計画を定めた地域農業マスタープランを策定するための経費を計上。

観光費では、自然志向の高い現在の観光ニーズに対応するため、神楽女湖内に東屋を建設し、志高湖・神楽女湖周辺の観光の充実を図るための経費を計上しております。

土木費では、市営青山住宅及び内竈住宅の外壁等を改修し、適切な維持管理と住環境の整備を行うための経費を計上。

また、災害復旧費として平成十二年六月十六日から十八日の豪雨被害による公共土木施設災害復旧に要する経費などを一般会計補正予算に計

九月定例会

会期の経過

六日 議会運営委員会
八日 本会議

(議案上程、
提案理由の説明)

十一日 本会議(議案質疑)

十二日 本会議(一般質問)

十三日 本会議(一般質問)

十四日 本会議(一般質問)

十五日 本会議(一般質問)

十九日 各常任委員会

二十二日 議会運営委員会

本会議(上程中の全
議案に対する委員
長報告、討論、表決)

上しております。

条例の制定

◎別府市国民健康保険基金条例の制定について

(原案可決)

別府市が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、基金を設置しようとするものです。

◎別府市地域環境美化条例の制定について
(原案可決)

国際観光温泉文化都市としてふさわしい都市環境を形成するため、空き缶・吸い殻等の散乱の防止及び自転車の放置の防止並びにこれらの適正な処理に関し、必要な事項を定めようとするものです。

条例の一部改正

◎別府市行政手続条例の一部改正について
(原案可決)

行政手続法の一部改正により、聴

聞の主宰者から保佐監督人、補助人及び補助監督人が除斥されたことに伴い、条例を改めようとするものです。

◎別府市火災予防条例の一部改正について
(原案可決)

建築基準法施行令の一部を改正する政令により、建築基準法令上の用語の定義等が変更されたことに伴い条例を改めようとするものです。

その他

◎旧慣による公有財産についての

権利を廃止することについて
(原案可決)

国道五百号特殊改良一種工事に伴い、旧慣使用権を廃止しようとするものです。

◎平成十一年度別府市水道事業会計決算の認定及び平成十一年度別府市水道事業剰余金の処分について
(認定・可決)

地方公営企業法第三十条第四項の規定に基づき、会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付するとともに、同法第三十二条第二項の規定により剰余金を処分するにつき議会の議決を求めようとするものです。

決算

◎平成十一年度別府市一般会計歳入歳出決算及び平成十一年度別府市各特別会計歳入歳出決算の認定について
(継続審査)

九月十四日に決算特別委員会が設置され、決算の認定については、閉会中も継続して審査しようとするものです。

(◎委員長 ○副委員長)

◎永井 正 ○岩男 三男

吉富英三郎 平野 文活

池田 康雄 野口 哲男

山本 一成 富田 公人

傍聴のご案内

- ◆ 本会議はどなたでも傍聴できます。
- ◆ お気軽に議会棟四階へお越しください。
- ◆ 次の定例会は十二月上旬に予定しております。



熱心に審議を見守る傍聴の方々

人事

次の人が、人権擁護委員に全会一致で同意されました。

橋本孝子氏 (再任)

市内原町 13 番 7 号

意見書

議員より意見書4件が提出され次のとおり表決されました。

可決された意見書は直ちに関係機関へ送付されました。
(原案可決)

- 道路特定財源の堅持等に関する意見書
- 「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書
- 「自然エネルギー発電促進法」の早期制定を求める意見書
- 北東アジアの平和と非核化の推進を求める意見書



案 疑 議 質

別府市地域環境 美化条例の制定 について

議案質疑は、執行部が提出した予算や条例などの議案に対し質疑を行います。

九月十一日に九名の議員が行いました。そのうち、主な質疑内容を掲載します。

問 この条例の対象地域を市内の五カ所（ＪＲ別府駅周辺、別府国際観光港周辺、国道10号線の東別府と関

の江、大分自動車道別府インターチェンジ）に指定したのは妥当であるのか、いま別府市で行事が行われ市民が多数集まるのは、公園などではないか。また、今回の提案に至った経過がどうであったか。市民や議会の広範囲からの意見を聞き、議論を重ね、機が熟した段階で条例化するのが本来の在り方である。

答 現在全市的には「別府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」があるが、先の市議会において公共スペースのごみの散乱状況が目立つので

観光都市として顔をつくってはいかがかという指摘もあり、環境美化の観点から条例化について内部で検討を重ね、今回、地域を限定いたしまして別府市の玄関口を美しくしようというところで、環境保全審議会で説明を行い、条例を提案した。

問 この条例に罰則が設けられており、設置・管理義務違反に五万円以下、散乱防止違反に三万円以下の罰金に処するとあるが、罰則の対象は市民等ということになっている。

これには観光客も含まれるが、観光客は一過性であり罰則を適用するのは不可能である。また、罰則を適用する手順としては、指導・勧告・命令・罰則ということになると思うが金額のランクが幾つにも分かれ、この基準はどのように定め、だれがこれを決めるのか。

答 罰則の適用については、まず注

意を行い、指導・勧告・命令に対し命令違反が生じた場合につきまして警察の方に告訴し、警察が検察庁に送検し、なおかつ検察が裁判にかけるといふ形になる。

条例で定めております罰金の金額というのは、最高限度額を定めておりますが、最終的には裁判官の判断により金額が決定することになる。

平成十一年度別 府市水道事業会 計決算の認定及 び平成十一年度 別府市水道事業 剰余金の処分に ついて

問 八大事業の問題であるが、平成九年度から十一年度の三年間に約四十五億円の建設改良事業を行っており、さらに平成十二年度予算では約十八億円計上されておりますので合わせて約六十三億円、いわゆる四カ年計画の六十七億円に相当するわけであります。この事業を行うために水道料金を四十%の値上げをしたということですが、この事業全体が平成十二年度で完了すると思われる。

その財源を生み出すために料金の値上げを行ったが、この値上げによりどの程度の収益が上がったかと申しますと、八年度の売上が二十三億円、九年度からは約三十億円、年間七億円の収益が増えています。十年度も十一年度もほぼ同じ程度であり、十二年度の予算も三十億円の収益を見込んでおります。水道局側から見ると四年間に二十八億円の収益が増えたが、払う市民側から見れば四年間に二十八億円の出費の増があったことになる。この八大事業が市民の大きな負担の上に実施されているということを忘れてはならない。

答 平成九年度水道料金の値上げにつきましては、この八大事業を中心に水道事業の今後の安定給水のため、また、基盤整備、老朽管の敷設、機器等の改良、取替え工事ということとで総額六十七億円の事業を計上して取り組んできた。八大事業の進捗状況は、各事業ごとでは事業費の増減が内容に生じているが全体では、ほぼ予定どおりのものとなっている。

問 今回出された決算書の事業報告書を見ても、非常に分かりにくい。市民の方々にも分かりやすく成果をアピールするようにお願いしたい。

答 市民の方々に理解されるように具体的にPRを行いたい。

一般

質問

猿渡 久子 平野 文活
松川 峰生 池田 康雄
野口 哲男 堀本 博行
田中 祐二 高橋美智子
後藤 健介 山本 一成
佐藤 博章 井田 逸朗
富田 公人 清成 宣明
泉 武弘 河野 数則
岩男 三男 原 克美
内田 有彦 伊藤 敏幸
村田 政弘 (議席順)

にサテライト日田

問 この問題で別府市及び別府市民のイメージはかなりダメージを受けるであろう。進出中止には、業者が断念するか、通産省が許可を取り消すしかないとの答弁があったが、もう一つある。この議会だ。当局は議会に対する調査会もしていない。

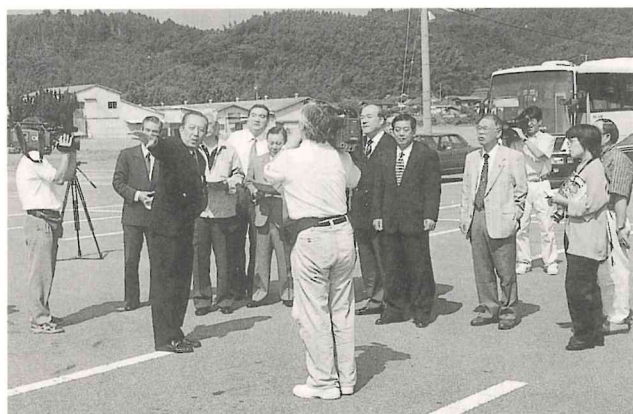
一般質問は、市の行政全般にわたり事務の執行状況や将来に対する方針などを質問するものです。九月十二日から十四日までの三日間、二十一名の議員が市当局の見解をたきました。主な内容は次のとおりです。

いずれ車券発売のための予算が上がってくるだろうが、議会としても座視できない。当局は、与党が多いからすべて賛成してくると考えているだろうが、別府のイメージを考えれば、黙って賛成はできない。

サテライト日田のその後について

問 日田市長が来別した際、市長が会わなかったのがいいとか悪いとかいろいろ議論があるが、私は行き違いかなと思う。しかし、今の状況では日田への進出は非常に難しい。今後は先方と日程調整をし、十分時間をとり、同じテーブルに着き、話し合わなければ解決しないと思う。

答 今後、テーブルに着いていたかどうか日田市にお願いする。設置業者に対しても誠意を持って対応するように指導している。



サテライト日田建設予定地で、設置業者の説明を聞く議員団

にサテライト問題

問 宮崎市の住民代表から別府競輪の場外車券売場設置の要望がされたが、日田、宮崎両市のほかに場外車券売場を設置する計画はあるのか。宮崎市の要望にはどのように対応していくのか。

答 現時点では、それ以外のサテライト設置は考えていない。要望を受けて担当者が宮崎市を訪問したが、慎重に検討したいとのことだった。今後、市場調査などをした上で判断したい。

サテライト日田及び競輪事業

問 サテライト日田は、進めれば日田市と裁判闘争になり、白紙撤回すれば設置業者から損害賠償請求を受ける。この責任をどうするのか。

答 設置業者共々、日田市民に理解いただくよう努めてまいりたい。

問 競輪事業は全国的にも、別府市においても衰退の一途にある。競輪場大規模改修計画はどうするのか。

答 公営競技全体の売上げが落ち込んでおり、施設改修については、検討委員会の答申を尊重し、規模については、検討中。

競輪事業と水道料金の福祉減免

問 競輪事業の状況と見通しは。

答 全国的なものと同様状況・見通し共に厳しい。収益は下がっている。

問 競輪事業は縮小していくべき。施設は最小限で改修を。サテライト日田は断念し、ウインズの別府進出には反対すべき。

答 施設改修の規模は検討中。

問 知的・精神障害者の水道料金を身体障害者と同じく減免するべき。

答 制度改定の際には、その点も視野に入れて改善したい。

競輪記念館 建設について

問 競輪場周辺対策事業として、二ユーライフプラザをモデルに集会場、研修室、体育室、多目的ホール、温水プール等を有する競輪記念館を平田町の市有地に建設し、地域対策としてはどうか。

答 亀川、上人地区の皆様には、競輪事業で大変ご迷惑をおかけしている。具体的に施設内容や場所の提言をいただいたので、実現方について早速検討したい。

緊急通報システムの 今後への対応

問 現在別府市の一人暮らしの高齢者は四千七百七十八名で、申込みは年々増えており、今では待機者は二百三十名になっている。通報システムを高齢者福祉の柱として抜本的に見直す必要があると思うが。

答 この事業は平成三年度よりスタートし、現在七百十三名が設置されている。今年度は返還見込みの六十台と新規予定の五十台を設置する。しかし、今後一人暮らしの増加は大きく推移すると見ており、新老人保健福祉計画の中で平成十六年度までに千台を目標に対応していきたい。

DV対応について

問 ドメスティック・バイオレンス(DV)といわれる女性が夫や恋人から暴力を受ける別府市のケースが増えてきている実態と、対応(相談窓口・シェルターなど)について。

答 DVと見られる相談が昨年度は十三件、本年度は八月末までに十四件あり、県内の施設を紹介して解決を図っている。今後、DVやストーカー、児童虐待を防止するために、条例化を含めた対策を早期に実現していきたい。

百万本の菜の花で 志高湖を楽園に

問 志高湖周辺は、十三万本のコスモスで素晴らしい。市長のアイディアに、市民も観光客も喜んでいて。明年の春に百万本の菜の花を植えてはどうか。

答 志高湖周辺は、別府市の貴重な自然の宝庫であり、四季の花々を心がける。菜の花についても前向きに取り組む。

問 別府八湯の明礬温泉は、道が狭いので、整備を要望する。

答 酸性の強い温泉の影響や工法等を今後検討する。

スポーツ観光について

問 待望の総合体育館の建設が進んでおり、スポーツ観光に寄与すると思われる。各課が連携し、スポーツ観光、大会の誘致に取り組むべきだ。

答 県下最大の体育館であり、二巡目国体をにらみながら、各種屋内スポーツ競技の誘致をしたい。九州、西日本、全国大会は数年前からの要請が必要であり早めに対応していきたい。関係各課、各種団体との情報交換、連携を密にして積極的に行動し、スポーツ観光を盛り上げたい。

観光資源の 整備等について

問 新野球場建設までの実相寺球場の拡張等の整備を早急に。

答 総合的に検討、整備したい。

問 美術博物館建設の意志は確認されたが、それまでの美術品の保護保存対策と学芸員と損害保険付保等の充実を図り、市民の大切な財産の保全をすべき。

答 保存のための条件整備と対策を講じ、適切に管理していきたい。

問 別府市のまつりイベントを抜本的に見直し、感動と参加意識のある数百年持続するような物語性を備え

たものを作るべきではないか。

総合体育館、 堀田温泉について

問 国も公共事業の見直しを進めており、別府市でも市民参加で事業再評価をすべきである。総合体育館は大洲体育館並みの規模でよく、建設時期も井上市長在任中にこたわるべきではない。別府球場の代替球場を先に建設すべきだ。

答 野球関係者の理解を得ており、予定通り事業を進める。

問 堀田西温泉を住民のための共同温泉として残すべきではないか。

答 老朽化し危険なため廃止する。

不登校の現状 について

問 社会問題となつていいる不登校は年々増加し、平成十一年度は全国で約十三万人を超え、別府市でも児童、生徒が減少する中、百五十三人と確実に増加傾向を示している原因は。

答 小学校では家庭の生活環境の急激な変化、友人関係及び本人に関わる問題。中学校では友人関係、親子関係、本人に関わる問題など、背景には、社会及び家庭環境、また学校における教育指導のあり方など、様々な要因が絡み合っている。

国際都市別府の ビジョンは？

問 国際都市を標榜しながらも、多くの外国人と共生するようになる街づくりの青写真はあるのか。留学生会館はそういう街づくりの中核施設になれるものだが、それを京町に建設するのは理解に苦しむ。又、外国人子弟が市内の各小学校に転入学し始めているが、数校に限定した受け入れ体制を整えずに、その居住地域の各小学校で十分な外国人子弟の教育を保障できるのか。もつと緻密で計画的な行政を展開すべきである。

旧近鉄跡地について

問 先日の日記者会見で、旧近鉄百貨店の建物が解体されることになったが、別府の一等地だけに、市民は有効活用を期待している。当分、更地にするとのことだが、一時的に市民のイベント広場として開放する等、別府のメインストリートとしてふさわしい活用を要望する。

答 近鉄所有だから、ああせよ、こせよとは言えないが、地元経済の活性化につながる利用をお願いしている。ご指摘の件は、市民、議会、要望として近鉄側に伝えたい。

マナーアップは まず市長が規範を！

問 市民から選ばれた市長や市議会議員は、マナーの悪さを知りながらそれを「あおる」言動は絶対に許されない。全ての分野に関し、率先してマナーアップの規範を示すべきである！「サテライト日田」問題で来別した日田市長等への対応は、国際観光温泉文化都市別府を標榜する市長のマナーアップ精神に大きく逸脱するのではないか？

答 議会中であり、日田市の了解のもとに対応させていただいた。

消防行政について

問 別府市の消防職員の平均年齢は四十八・三才という答弁だが、県下十一市の中で一番年齢が高い。年齢構成を見ると五十代が七十七人、四十代が五十人、三十代が六人、二十代が十二人と端的に頭でっかちになっているが、年齢構成の是正を踏まえた採用計画を作るべきだ。

答 採用計画をキチッと作る必要があると思う。現在の年齢構成はいびつな形になっている。四十五歳から六十歳までで七十%を超えている。改善に努めていく。

指名業者の 認定について

問 別府市の指名業者の認定は、県の認定に従って決定しているが、市として独自の調査を行って、該当する資格を付しているか等の調査を行い、決定してはどうか。

答 等級区分は建設業者に与える影響が大きく、大変重要な事項である県下では、二町が独自で認定しているところもあるので、発注者内部だけの意思決定をもって作成するかどうかを含めて、他市の状況も調査しながら検討していきたい。

家電リサイクル法

問 循環型社会の構築を目指し、ここ数年の間、容器包装リサイクル法や食品リサイクル法、グリーン推進法などが制定され、家電リサイクル法が来年四月より施行される。法律の概要と諸課題についてお尋ねしたい。

答 家庭から排出されるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の四品目を廃棄物として処理していたが、来年の四月からは小売業者や自治体が収集し、製造メーカーへ渡し、法律によりリサイクルを義務付けられ処理

される。

難病患者に 救済の手を！

問 福祉の谷間にあつて光の届きがたい難病患者に市行政として救済の手を差しのべていただきたい。

答 難病と認定されている患者さんは別府市内に四百八十六名いる。難病は原因が不明で、治療方法が未確立で、後遺症を残す恐れがあり、経済的な問題のみならず介護等に家庭の負担が重いので、市としても窓口を明確にし、県及び医療機関等と連携を密にして、難病患者等居宅生活支援事業を推進していきたい。

蠅、蚊の噴霧消毒 について

問 別府市の公共下水道整備が県下市町村ではトップの状況にまでなったこともあり、蠅は激減してきた。蚊の対策においては蚊を発生させない事業を優先させ、噴霧消毒に頼る部分を減退させる行政に方向転換すべきではないか。環境を別府市行政の柱に追加した以上、虫や昆虫などにも優しい自然環境づくりを推進する意味でも噴霧消毒のあり方を検討すべきだと考えるが、いかがか。

答 自治会と相談し、検討したい。

全国各市から 行政視察に

平成十一年度中に別府市議会を訪れた議員の視察研修は六十五市（三八七名）で、このうち約八十八％の視察団が別府市で宿泊されました。本年度も、九月までに二十二市（百五十四名）の視察団が来訪しました。

視察目的の上位は①駅前シンボルロード整備事業②リサイクル情報センターについて③ビーコンプラザについての順となっています。



ビーコンプラザにおいて説明を受ける視察団

『べっぴん市議会だより』の 訂正とお詫びについて

平成12年8月1日発行（No.46）の記事中、文言の間違いがありましたので、訂正してお詫びいたします。

〔訂正箇所〕

- ◎3 ページ目の人事の項目中
○別府市監査委員
（誤）渡部喜代美氏（再任）
（正）渡部喜代美氏（新任）

- ◎7 ページ目の一般質問欄の
一段目生活保護の適正化に
ついての項目中右から6行
目から9行目にかけての生
活保護率の単位が％になっ
ているものをパーミリに訂
正させていただきます。
（誤）％
（正）パーミリ

◎政治家が町内の各種行事などに金品を出すことは禁じられています。
◎政治家が年賀状などのあいさつ状を出すことやお歳暮などの贈答をすることは禁じられています。

お 願 い

道路特定財源の堅持等に関する意見書

政府は、現下の経済情勢に鑑み、引き続き景気の下支えに万全を期するため、去る7月25日に今年度予算に盛り込まれた公共事業等予備費五千億円の配分を決め、さらに8月1日には総額一兆円の「特別・重点化枠」を柱に、公共事業費を今年度と同額とした3年連続の「積極型」となる来年度予算の概算要求基準を決定した。これは回復の兆しがみえてきた景気をさらに後押しするものとして高く評価されるものである。

さて、道路は最も基本的な社会資本として、計画的かつ着実に整備されなければならないにもかかわらず、地方においては都市部に比較して今なお、極めて不十分なものとなっているのが実情である。この都市部との著しい格差を是正し、地場産業の振興により地域経済の活性化を図るためには、引き続き道路整備を促進していくことが不可欠である。

こうしたなか、去る7月14日の政府税制調査会の中期答申で、道路特定財源については、一般財源化する方向での検討と現行維持の両意見を併記し、今後もその妥当性を常に吟味していく必要があるとしているが、道路特定財源の見直しは、道路整備に対する地方の切実な願いに反するものであり、道路整備のさらなる遅れに直結し、地域住民の生活をも脅かすものである。

本市においては、観光都市という性格から、道路の整備・促進については最重点課題として位置付けており、本市の目指す都市像「アジアの未来をひらく湯けむりのまち」づくりの基盤として、道路整備が必要不可欠という認識で一致している。

よって、政府におかれては、次の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 揮発油税、自動車重量税、自動車取得税等の道路特定財源について、従来の制度を堅持するとともに、その全額を道路整備に充当し、他の使途へ転用しないこと。
2. 平成13年度予算においては、新道路整備五箇年計画の円滑な推進に必要な額の確保を図り、事業費の地方への重点配分を図るとともに、地方の道路財源を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成12年9月22日

別府市議会

内閣総理大臣
大蔵大臣
建設大臣 殿
自治大臣
国土庁長官